

# びわ湖材提供による住宅における 県産材の利用促進

滋賀県（人口139万人）

## 概要

地域における森林環境の保全等を図る観点から、県産材の利用を促進するため、県内において木造住宅を新たに建築しようとする者に対し、びわ湖材産地証明制度により産地等が証明されたびわ湖材の柱材を無償で提供している。

## 背景

滋賀県内の森林資源は、近年、人工林を中心に成熟しつつあるが、一方で、県産材に対する需要は低迷しており、その供給パイプについても縮小傾向にある。

このため、林業経営に対する意欲の減退により森林管理の粗放化が進行するなど、森林が持つ多面的な機能（水源の涵養、県土の保全等）が損なわれることも懸念されており、県産材の需要拡大による林業振興が大きな課題となっていた。

## 木の香る淡海の家推進事業

### 1. 概要

県内で木造住宅を新築しようとする者に対して、びわ湖材産地証明制度によって産地等が認証されたびわ湖材の柱材（スギ・ヒノキ）を無償で提供している。

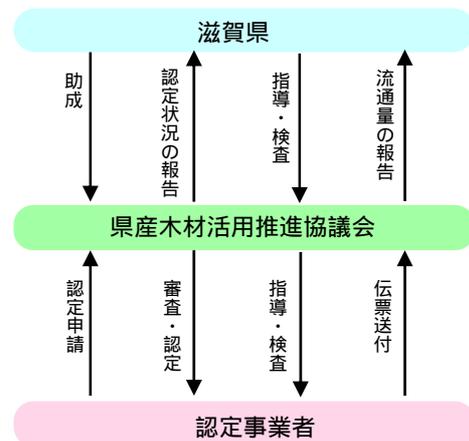
びわ湖材...県産木材活用推進協議会が実施する「びわ湖材産地証明制度」により産地、合法性および持続可能性への配慮が証明された木材



### 2. 提供する柱材

「びわ湖材」のスギおよびヒノキ（12cm角、3m）柱材の提供本数は、1戸当たり100本を上限（ヒノキは提供本数全体の8割以内）

【びわ湖材産地証明制度】



### 3. 助成要件

提供された柱材と同量以上の材積のびわ湖材を使用する住宅であること。

県内に自ら居住するためのバリアフリーに配慮した長寿命住宅の新築又は増築に使用すること。

主要構造材は、県内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたものを使用し、建築と施工管理は、原則として県内で営業する建築士、大工・工務店によって行われること。

提供された柱材を、受領後原則3か月以内に使用すること。

建築現場に「びわ湖材」使用の表示PRをし、建築現場を見学会など展示PRの場として提供できること。等



【びわ湖材を使用した住宅】

## 実績・評価

### 【実績】

(平成16年度～平成18年度末)

柱材提供戸数 131戸

提供柱材 本数：10,843本、材積；468.4m<sup>3</sup>

びわ湖材使用総材積：1,750.9m<sup>3</sup>

### 【評価】

制度利用者からは、木や環境に対する関心度が高まった等好評である。

しかし、他府県産木材との価格差もあり、どのようにして「びわ湖材」を商業ベースで安定的に流通させていくかが課題である。

## 関連部局・連携のポイント

### 【関連部局】

担当部局	琵琶湖環境部 森林政策課
関連部局	土木交通部 住宅課

### 【連携のポイント】

両課が事務局を持つ協議会や連絡会議において、互いが構成員として検討や事業を実施し、柱材を提供した住宅については、現地見学会などの展示PRの場所としてお互いが使用している。

また、びわ湖材の利用促進のため、生産・製材業と建築業界の連携を図っている。

## 問い合わせ先 & 関連HP

### 【問い合わせ先】

琵琶湖環境部 森林政策課

077-528-3915

### 【関連HP】

県HP

<http://www.pref.shiga.jp/d/rimmu/kensanzai/kensanzai.html>

滋賀県木材協会

<http://www.biwa.ne.jp/%7Es-mokkyo/>

## 概要

大工・左官など建築に携わる職人による、伝統工法・伝統建築への理解の促進と普及啓発を図るため、建築関係団体を中心とした各種団体と行政が一体となって「伝統建築フェア」を開催し、伝統技術のPR等を行っている。

## 背景

鳥取県では近年、新建材やプレカット工法等の普及により、大工職人、左官職人の減少・高齢化が進んでおり、伝統的な木造軸組住宅に関する高度な技術・技能の継承が困難な状況になりつつある。

このような状況を踏まえ、鳥取県では、平成16年度に職人による伝統技能に関する検討委員会を開催。同検討会が実施したアンケート調査において、伝統技術のPR等が最重要課題と指摘されたことを受け、伝統技術への理解を深め、その活用を促進する観点から、平成17年度より「伝統建築フェア」を開催している。

## 伝統建築フェア

### 1. 概要

大工・左官など建築に携わる職人による伝統技術を間近に見て、触れて、学び、継承する機会・場を設け、伝統工法への理解の促進と普及啓発を図るため、「伝統建築のPRと各職人間の連携」をテーマに、建築関係団体を中心とした各種団体が一体となって「伝統建築フェア」を開催している。

### 2. 内容

#### 体験型イベント

伝統工法家づくり体験、継手・仕口チャレンジ、左官壁塗り体験、ミニ畳製作体験、建具工作体験、板金へらしぼり、建築士による住まいの相談受付

#### 展示型イベント

金物を一切使用しない木造軸組み実物大模型、継手・仕口模型、技能五輪作品、鏝絵（こてえ）作品、木製建具、板金作品

#### その他

古式上棟式（オープニングセレモニー）、仏師実演、地域特産品販売 等



【左官塗り壁体験】



【住まいの無料相談会】

### 3. 開催期間

第1回：平成17年10月1日～30日  
第2回：平成18年10月7日～19日

### 4. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）  
…伝統建築フェア運営費補助

## 実績・評価

### 【実績】

平成17年度（第1回伝統建築フェア）  
…来場者数：5,882人  
平成18年度（第2回伝統建築フェア）  
…来場者数：5,005人

### 【評価】

伝統建築フェアには老若男女問わず多くの県民が来場し、好意的に受けとめられた。

また、参加した職人については、フェアの開催を通じて業種間の交流が進み、お互いが連携して取り組んだことにより、伝統技術のPRの必要性の高さがあらためて認識された。

今後は、伝統技術に携わる職種は多く、造園・石材業などの他の団体にも参加を促し、連携の範囲を広げていく必要がある。

## 関連部局・連携のポイント

### 【関連部局】

担当部局	生活環境部 住宅政策課
関連部局	生活環境部 景観まちづくり課 商工労働部 労働雇用課 農林水産部 林政課 総務部 管財課

### 【連携のポイント】

伝統建築フェアの開催に当たっては、関係団体等からなる実行委員会・運営委員会に景観まちづくり課、労働雇用課、林政課、管財課も参画して検討を行ったほか、住宅相談・住情報提供及び木造住宅の普及・担い手育成を地域住宅計画に位置づけることにより、運営費に地域住宅交付金を活用することができた。

### 問い合わせ先 & 関連HP

#### 【問い合わせ先】

生活環境部 住宅政策課

0857-26-7408

#### 【関連HP】

県HP

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17684>



# 淡路瓦屋根工事奨励金制度

兵庫県南あわじ市（人口 5万5千人）

## 概要

地場産業である瓦製造業の振興と麓（いらか）街なみ景観の形成を促進するため、淡路瓦を使用する住宅の屋根工事に対して奨励金を交付している。

同制度では、地震等の自然災害に備え、相互扶助による住宅再建に係る共済制度の普及を図る観点から、兵庫県住宅再建共済制度への加入を奨励金の交付要件の一つとしている。

## 背景

風雨等に対する耐久性や省エネ性などに優れ、その色味・質感により独特の美観を生み出す淡路瓦は、日本三大瓦の一つとして、南あわじ市の重要な地場産品となっている。しかし、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、淡路島でも多くの住宅が倒壊し、「瓦は重く、屋根材としては不適である」といった間違っただけの風評による被害の影響等から淡路瓦の生産量はピーク時の約半分にまで落ち込んだ。

一方、兵庫県においては、震災の教訓を踏まえ、被災時の住宅再建に関して公助・自助を補完する共済制度を平成17年から開始したところであるが、災害体験の風化や災害に対する切迫感の希薄化等により、共済制度への加入世帯率は伸び悩んでいる状況にある。

このような状況を踏まえ、南あわじ市では、同市の地盤産業である瓦製造業の振興と麓（いらか）の街なみ景観の形成を促進するとともに、兵庫県住宅再建共済制度への加入を促進する観点から、平成17年に、淡路瓦屋根工事奨励金制度を創設した。

麓（いらか）・・・瓦葺の屋根

屋根工事面積が20㎡以上の住宅（店舗併用住宅の場合は住居部分が50%以上であることが要件）であること（葺き替えについては、当該屋根工事面積が20㎡以上かつ瓦使用部分の80%以上を葺き替えしたものに限る。）

屋根の主たる部分に淡路瓦を使用する住宅であること

このほか、申請者がフェニックス共済に加入していること等が要件

【淡路瓦を使用した住宅】



## 淡路瓦屋根工事奨励金制度

### 1. 概要

瓦製造業の振興と麓街なみ景観の形成を促進するとともに、地震等の自然災害に備えるため、淡路瓦を使用する住宅の屋根工事に対して、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入等を要件に、奨励金を交付している。

#### フェニックス共済

住宅の所有者が年額5千円を負担しあうことにより、災害発生時に半壊以上の住宅被害を受けた場合、住宅の再建等の費用として最大600万円の支給を受けることができる。

### 2. 助成対象

淡路瓦を使用する住宅（下記要件をいずれも満たすものに限る）に係る屋根工事

### 3. 助成金額等

#### 【助成額の内容】

奨励金の額については、屋根工事費の20%以内で屋根工事面積に応じて次の通り上限額を設定

屋根工事面積	新築	増築等
150㎡以上	20万円	10万円
110㎡以上150㎡未満	15万円	7万5千円
110㎡未満	10万円	5万円

#### 【申請期限】

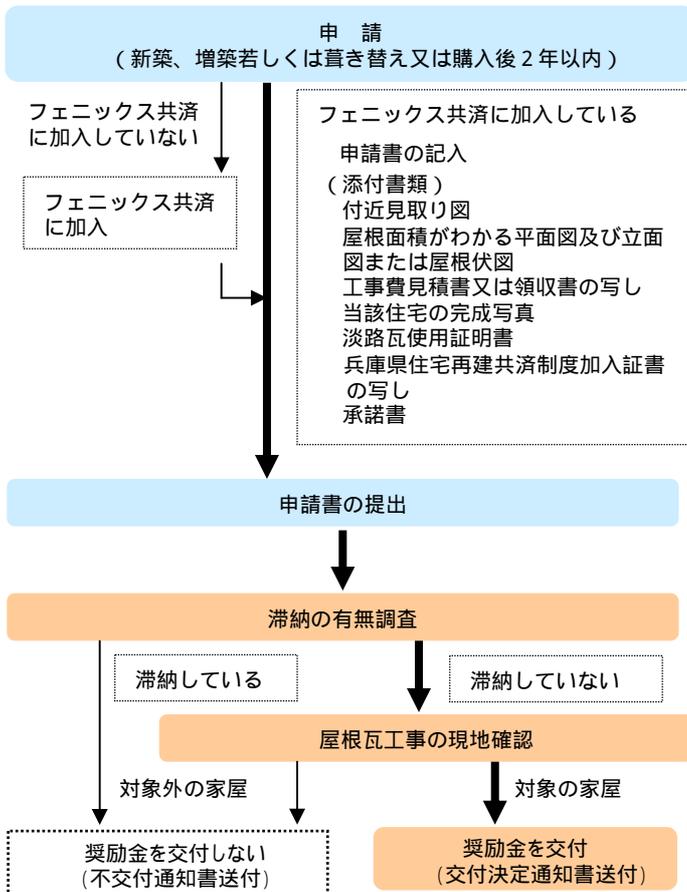
新築、増築若しくは葺き替え又は購入後2年以内

### 4. 活用制度

なし

奨励金の交付は市の単独事業として実施

## 5. 申請手続きの流れ



## 実績・評価

### 【実績】

平成17年度実績  
新築82件(1,183万円)、増築等81件(614万円)

平成18年度実績  
新築100件(1,438万円)、増築等57件(451万円)

### 【評価】

制度創設以来、活用実績は堅調に推移しており、市の瓦製造業の振興に繋がっていると評価している。

現行の制度では、非住宅の建築物が助成の対象外となっていることから、今後は、麓街なみ景観の形成をより一層図るための制度の改善が必要となっている。

## 関連部局

担当部局	産業振興部 商工観光課
------	-------------

## 問い合わせ先 & 関連HP

### 【問い合わせ先】

産業振興部 商工観光課

0799-37-3012 (4143)

### 【関連HP】

市HP (淡路瓦屋根工事奨励金について)

<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/index/page/94db4fa84bc5d34d4cf1f510ffde3326/>

# 「地材地建」の推進

鹿児島県（人口175万人）

## 概要

県内で生産・加工された木材を利用した優良な木造住宅の建設を促進し、木材産業や住宅関連産業の活性化を図るため、「『地材地建』かごしま材の家づくりプロジェクト」を推進。

県内で生産された高品質な木材について認証を行う「かごしま材認証制度」を設けているほか、原木の伐採から製材、建築に関わる事業者が連携して良質な木造住宅を供給する「地材地建グループ」の設立を促進し、県産材の需要拡大を図っている。

## 背景

近年、鹿児島県では、県内森林資源の充実化、新設住宅着工戸数の減少及び木造率の低下傾向、県産材の需要低迷等の要因により、外国材や県外材との競争が激化しつつある。

そのため、消費者のニーズに対応した品質の優れた県産材の供給体制づくりとその利用促進が急務となっていた。

そこで、県産材であるかごしま材の普及啓発活動や、公共施設等への木材の利用促進を図ることで、県民に対して木材の良さや木材利用の多様性、生活環境への効果などについて理解を深める機会を創出し、県内の木材を活用して、県内の事業者等が住宅を建設する「地材地建」の推進に取り組んでいる。

## かごしま材認証制度等

### 1. 概要

一定の基準を満たし、日本農林規格（JAS）に適合する「認証かごしま材」の生産が可能な製材工場を、かごしま材認証協議会が認証。

また、認証かごしま材を優先的に取り扱う店舗を「かごしま材取扱店」として木造住宅推進協議会が認証している。

### 2. 認証かごしま材

#### 【認証要件】

乾燥、寸法、材面品質、ホルムアルデヒド放散量などの基準について、日本農林規格（JAS）に適合する木材で、県内で育成・加工された丸太・製材品であること。

【認証かごしま材マーク】



### 3. かごしま材認証工場

かごしま材認証協議会から、「かごしま材認証工場」として認証を受けた工場。かごしま材の出荷に当たっては、認証ラベルを添付し、県産材の原木であることの証明書と、自社加工であることの証明書を添付している。

### 4. かごしま材取扱店認証制度

鹿児島県木造住宅推進協議会（以下、「協議会」という）において、要件を満たす製材工場や工務店等を、認証かごしま材を優先的に取り扱う店舗として認証。

協議会は、消費者に対してかごしま材取扱店のPRを行うほか、取扱店に対して販促グッズの提供を行う。

【かごしま材取扱店ののぼり旗 等】



## 地材地建グループ

### 1. 概要

鹿児島県は、原木の伐採から製材、建築に関わる事業者が連携して良質な木造住宅を供給し、県産材の需要拡大を図ることを目的として「地材地建グループ」の設立を促進している。

「地材地建グループ」では、県産材を使用した住宅を的確に供給できるシステムを構築し、消費者への県産材のPR、優良な木造住宅の建設の促進を通じて、鹿児島県の木材産業や住宅関連産業の活性化を図っている。

## 2. 支援内容

県は、「地材地建グループ」が行う県産材のPR活動等に対し、補助金を助成している。  
(補助率 1/2)

【かごしま材の家】



## 3. 活用制度

なし PR活動への補助については県単独事業として実施

### 実績・評価

#### 【実績】

「地材地建」の認知度：50%（木材関連イベントによるアンケート調査（回答数969名））  
地材地建グループ数：12団体（平成18年度末設立数）

#### 【評価】

「地材地建グループ」は県内各地に設立され、その地域において県産材の利用促進活動を行っており、「地材地建」を普及する団体として期待されている。

今後は、各地の「地材地建グループ」の連携を図る連絡協議会を設立し、より広く県民への普及を図る。

### 関連部局・連携のポイント

#### 【関連部局】

担当部局	県土木部 建築課住宅政策室
関連部局	県林務水産部 林業振興課

#### 【連携のポイント】

林務部局では主にかごしま材の供給体制の整備を、住宅部局では主にかごしま材の家づくりへの支援を担当するなど明確な役割分担と連携のもと、住宅・林業関係団体等で構成される県木造住宅推進協議会とも連携し、かごしま材の認証制度、助成制度、研修会の実施等、各般の施策を通じて、「地材地建」かごしま材の家づくりを推進している。

### 問い合わせ先 & 関連HP

#### 【問い合わせ先】

建築課 住宅政策室

099-286-3738

#### 【関連HP】

県HP

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/sumai/tateru/kagoshimazai/index.html>